

特重非公開ガイド廃棄に係わる当時の執務室等の施錠管理について

1. はじめに

平成26年9月18日付け原規技発第1409181号「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等の制定について」（以下「特重非公開ガイド」という。）の6部のうち、島根原子力発電所において利用管理していた1部（中国電力05）を、平成27年4月23日に、誤ってシュレッター廃棄した件について、特重非公開ガイドの島根原子力発電所での受領後（平成26年10月24日）、島根原子力発電所において、1部誤って廃棄するまで（平成27年4月23日）の期間（以下「当時」という。）における当時の執務室等の施錠管理状況を以下に示す。

2. 当時の執務室配置

当時、特重非公開ガイドは、島根原子力発電所構内の管理事務所1号館2階 執務室内の事務機の施錠管理ができるキャビネットに保管していた。

また、特重非公開ガイドを廃棄したシュレッターも同じく2階に設置されていた。

なお、管理事務所1号館2階のレイアウトを添付資料(1)に、キャビネットの外観を添付資料(2)に示す。

3. 執務室の施錠状況

管理事務所1号館は、カードキーを用いた、各階ごとの施錠管理となっており、夜間は執務室最終退出者が施錠する運用としていた。

なお、2階は、宿直者がいることから、施錠しない運用としていた。

4. 事務機のキャビネットの施錠状況

特重非公開ガイドは、事務機の右側に設置していた3段キャビネット（以下「当該キャビネット」という。）の下段に保管し、施錠管理し、事務機の左側に設置していた3段キャビネットの上段に当該キャビネットの鍵を保管することとしていた。運用としては、当該キャビネットについては、保管文書の閲覧時を除いて、常時施錠することとしていた。また、当該キャビネットの鍵を保管していた左側キャビネットについては、勤務時間帯（出社時）は開錠し、勤務時間以外（帰宅時）は施錠することとしており、帰宅時、鍵を持ち帰っていた。

5. 添付資料

- (1) 管理事務所1号館2階レイアウト
- (2) キャビネットの外観

以 上

管理事務所1号館2階レイアウト



2階 平面図

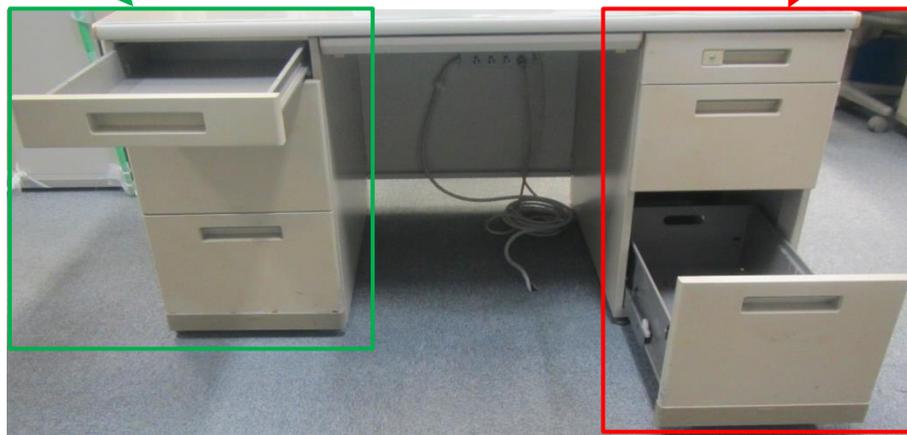
キャビネットの外観



左側キャビネット
(当該キャビネットの鍵を保管)

(キャビネット閉止時)

当該キャビネット
(特重非公開ガイドを保管)



(キャビネット開放時)

特重非公開ガイド廃棄に係わる当時の文書管理について

1. はじめに

平成26年9月18日付け原規技発第1409181号「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等の制定について」（以下「特重非公開ガイド」という。）の6部のうち、島根原子力発電所において利用管理していた1部（中国電力05）を、平成27年4月23日に、誤ってシュレッダー廃棄した件について、特重非公開ガイド受領後（平成26年10月20日付け）、島根原子力発電所において、1部誤って廃棄するまで（平成27年4月23日）の期間（以下「当時」という。）における文書管理の状況を以下に示す。

2. 文書管理の状況

特重非公開ガイドは、QMS文書の体系においては、外部文書に該当するが、秘密保持契約に基づく個別文書（QMS外文書）と位置付けて管理することとした。

このため、全社文書およびQMS文書等における文書管理を一部準用する形で、QMSとは別に管理方法を定めた特重非公開ガイドの管理に係わる文書（平成26年10月17日付け）に基づき、文書管理を実施していた。

なお、当時の文書管理に係わる社内規程類を添付資料（1）に、特重非公開ガイドに係わる文書管理状況を添付資料（2）に示す。

3. 添付資料

- （1）当時の文書管理に係わる社内規程類
- （2）特重非公開ガイドに係わる文書管理状況

以 上

当時の文書管理に係わる社内規程類

■ 全社文書

- 社規：文書規程
(全社の文書の作成・発受信・整理・保管・保存・廃棄等の基本事項を規定)
- 準則：文書取扱細則
(全社における文書規程の運用に必要な取扱いを規定)

■ 本社および発電所における品質マネジメント文書等体系 (QMS 文書)

炉規制法 (実用炉規則) …品質保証規程 (JEAC4111)

↓
島根原子力発電所原子炉施設保安規定

- 一次文書
品質保証計画 (保安規定第 3 条)
原子力品質保証規程, 原子力品質保証細則
4. 品質マネジメントシステム
4.2 文書化に関する要求事項
4.2.3 文書管理

- 電源事業本部 (本社および島根原子力発電所) [管理箇所]
二次文書：文書・記録管理基本要領 [電源事業本部 (原子力品質保証)] (QMS4-01-X00-12)

- 本社
三次文書：電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術, 原子力建設) 文書・品質記録管理手順書 [電源事業本部 (原子力品質保証)] (QMS4-01-G01-10)
三次文書：電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術, 原子力建設) 文書・記録の保管に関する手引き [電源事業本部 (原子力総括)] (QMS4-01-G02-04)

- 島根原子力発電所
三次文書：島根原子力発電所文書管理手順書 [島根原子力発電所 品質保証部] (QMS4-01-N01-40)
三次文書：文書・記録保管手順書 [島根原子力発電所 総務課] (QMS4-01-N02-12)

特定核燃料物質の防護のために必要な文書

炉規制法（実用炉規則）

|

島根原子力発電所核物質防護規定

└─ 情報管理要領 [島根原子力発電所 技術部（核物質防護）]

（特定核燃料物質の防護に関する情報（核物質防護情報）の管理に適用（核物質防護に係わる秘密情報および管理情報の情報管理，文書および記録の管理））

特重非公開ガイドの管理に係わる文書

「特定重大事故等対処施設に関する秘密保持契約書」を締結（平成 26 年 10 月 17 日）

└─ 平成 26 年 10 月 17 日付け「国から提供される特重施設に関する秘密情報の管理方法について」[電源事業本部（原子力運営）]

（原子力規制庁から提供頂いた非公開ガイドの管理方法を取りまとめ）

以 上

特重非公開ガイドに係わる管理ルール	実際の管理	関連する規定等
<p>平成 26 年 10 月 17 日付け「国から提供される特重施設に関する秘密情報の管理方法について」〔電源事業本部（原子力運営）〕</p> <p>【特重非公開ガイドの管理に係わる文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理責任者の指定 ・ 秘密情報取扱者名簿の作成 ・ 秘密情報受領書の提出 ・ 秘密情報指定管理簿の作成 ・ 秘密情報管理簿の作成 ・ 秘密情報利用管理簿の作成 ・ 秘密情報の提供の承認書提出 ・ 秘密情報の複製（物理的構成の変更）の承認申請 	<p>実際の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理責任者を指定 ・ 秘密情報取扱者名簿を作成 ・ 秘密情報受領書を提出 ・ 秘密情報指定管理簿を作成（該当なし） ・ 秘密情報利用管理簿を作成 ・ 秘密情報の提供の承認書を提出（該当なし） <p>・ 入室管理された部屋内のキャビネットに施錠管理して保管（～平成 27 年 4 月 19 日）</p> <p>・ 執務室内の共用のキャビネットに施錠管理して保管（平成 27 年 4 月 19 日～）</p>	<p>情報管理要領【特定核燃料物質の防護のために必要な文書】</p> <p>文書取扱細則【全社文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「秘」扱いの文書を保管・保存する場合は、キャビネットおよび書庫には必ず施錠する等、慎重に取り扱う。 <p>文書・記録管理基本要領【QMS 文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部所ごとに、外部文書の管理について定める。

特重非公開ガイドに係わる管理ルール	実際の管理	関連する規定等
<p>平成26年10月17日付け「国から提供される特重施設に関する秘密情報の管理方法について」〔電源事業本部（原子力運営）〕 【特重非公開ガイドの管理に係わる文書】 （利用時の保管方法に係わる規定なし）</p> <p>（廃棄に係わる規定なし）</p>	<p>・ 自席のキャビネットに施錠管理して保管 （本社保管の文書を，発電所で利用するため保管していたが，共用のキャビネットには保管していない）</p> <p>・ 「秘」扱いの文書をシュレッダー廃棄 （特重非公開ガイドを誤ってシュレッダーで廃棄）</p>	<p>文書取扱細則【全社文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「秘」扱いの文書を保管・保存する場合は，キャビネットおよび書庫には必ず施錠する等，慎重に取り扱う。 <p>文書・記録管理基本要領【QMS文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部所ごとに，外部文書の管理について定める。 <p>文書取扱細則【全社文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙リサイクルの方法により文書を廃棄する場合で，当該文書が「秘」扱いであるときは，機密書類を専門に扱う古紙回収会社に委託する等，慎重に取り扱う。 ・ 廃棄する文書は，極力古紙リサイクルに回すこととし，リサイクルできないものは原則として焼却・裁断等復元できない方法により廃棄する。

特重非公開ガイド廃棄に係わるシュレッダー仕様等

平成26年9月18日付け原規技発第1409181号「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等の制定について」（特重非公開ガイド）の6部のうち、島根原子力発電所において利用管理していた1部（中国電力05）を、平成27年4月23日に、誤ってシュレッダー廃棄した件に係わるシュレッダー仕様およびシュレッダー廃棄後の紙の取扱いについて、以下に示す。

1. シュレッダー仕様

シュレッダーの更新取替えを実施していないことから、平成27年4月23日の廃棄時に使用されたシュレッダーは、現在と同型の以下の仕様のものであると推定している。

- ・型番

ナカバヤシ株式会社 SR-206CR

- ・仕様

クロスカットタイプ

- ・細断枚数（60Hz）

【定格】約7枚／【最大】約12枚（A4上質紙）

- ・細断寸法

約2×18mm

なお、シュレッダーの外観を添付資料（1）に、細断状況を添付資料（2）に示す。



図 シュレッダー銘板

2. シュレッダー廃棄後の取扱い

島根原子力発電所管理事務所内の執務室でシュレッダー廃棄した紙（細断された紙）は、「建物清掃委託業務（委託先：グループ会社）」により、管理事務所1号館地下1階のリサイクル置場へ運搬する。

リサイクル置場へ運搬されたものは、「古紙買取契約（契約先：外部のリサイクル業者）」により、回収され、古紙としてリサイクルされる（圧縮・梱包された後、製紙会社で溶解処理され、再生紙とされる）。

なお、古紙のリサイクルのながれを添付資料（3）に示す。

3. 添付資料

- （1）シュレッダーの外観
- （2）シュレッダーによる細断状況
- （3）リサイクルのながれ

以上

シュレッダーの外観



(正面)



(上面)

シュレッダーによる細断状況



リサイクルのながれ



(出典：株式会社 樋口敦郎商店 ウェブサイト)

特重非公開ガイド廃棄に係わるシュレッダー廃棄と判断した理由について

1. はじめに

平成26年9月18日付け原規技発第1409181号「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等の制定について」（以下「特重非公開ガイド」という。）の6部のうち、島根原子力発電所において利用管理していた1部（中国電力05）を、平成27年4月23日に、誤ってシュレッダー廃棄した件について、シュレッダー廃棄と判断した理由について、当時の状況を改めて調査・整理した結果も踏まえ、当社が廃棄と判断した理由を以下に示す。

2. 廃棄と判断した見解

当時の状況から、現在においても、発電所内で、利用による紛失・廃棄もしくは当事者以外の者が盗取したとは考えにくく、当事者が誤ってシュレッダー廃棄したものと判断する。

【判断理由】

- 廃棄した特重非公開ガイド1部は、平成26年10月24日に、本社から島根原子力発電所に提示されたものであった。本社から島根原子力発電所への提示にあたっては、本社の特重秘密情報取扱者（管理職）が社用封筒に入れて、特重非公開ガイドを発電所に持参し、当事者に、直接、手渡しされた。社用封筒の中身が、特重非公開ガイドであることを相互に確認し、社用封筒に入れた状態で、執務室内に配置された当事者の机のキャビネットに施錠保管され、その運用は継続されていたと考える。
- 今回、平成26年10月24日から平成27年4月23日の間で島根原子力発電所において秘密情報取扱者に指定された者（対象者：56人(当事者および退職者を除く)）を対象に、特重非公開ガイドを利用した実績があるかを聞き取りにて確認したところ、利用したものはいなかったこと、また、当事者以外、発電所において、特重非公開ガイドが管理されていることを知る者はいなかったことから、利用による紛失もしくは廃棄したとは考えにくい。なお、当事者は、当時、核物質防護を所管する部長の職務も担っており、特重非公開ガイドの秘密性は認識していたこと、また、平成26年10月24日以降、特重非公開ガイドを取り出して利用したことはないとの記憶であり、発電所で利用された実績はないものと考ええる。
- 特重非公開ガイドは、社用封筒に入れた状態で、当事者の机のキャビネットに施錠保管され、必要時以外は施錠された状態であり、鍵は当事者が管理していた。また、勤務時間帯においては、執務室内の人の目がある中で、当事者の机のキャビネットから特重非公開ガイドを無断で借用もしくは盗取することは考えにくい。

以上

特重非公開ガイド廃棄に係わる原子力規制庁への報告時期について

1. はじめに

平成26年9月18日付け原規技発第1409181号「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等の制定について」（以下「特重非公開ガイド」という。）の6部のうち、島根原子力発電所において利用管理していた1部（中国電力05）を、平成27年4月23日に、誤ってシュレッダー廃棄した。

本件に係る原子力規制庁殿への報告が、特重非公開ガイドの廃棄を確認した平成27年4月28日時点（以下「当時」という。）ではなく、令和3年6月21日になったことについて、経緯を以下に示す。

なお、秘密保持契約第2条（秘密保持義務）の規定によれば、当時、廃棄を確認した時点で、原子力規制庁殿に報告すべきであったと、現在は考えている。

2. 当時の経緯

当時は、秘密保持契約第7条（報告及び措置）の規定に照らして、本件は誤ってシュレッダー廃棄したものであり、秘密情報の漏えいおよびそのおそれはないものと判断し、原子力規制庁殿に直ちに報告する必要がある事案には該当せず、秘密保持契約第5条（秘密情報の管理簿）の規定に基づき、必要な事項として、廃棄によることを管理簿に記載し管理しておくこととしたものである。

3. 今般の報告経緯

令和3年3月23日に、秘密保持契約の変更契約書（以下「変更契約書」という。）を締結し、変更契約書第7条（報告及び措置）の規定に、履行状況の確認が追加されたことを受けて、令和3年6月23日までに「情報管理計画書」を提出し原子力規制庁殿の承認を受ける必要があることを踏まえて、「情報管理計画書」の提出に合わせて、当該契約に係る履行状況を報告すべきと考え、「情報管理計画書」の提出（令和3年6月22日）前となる6月21日の報告になったものである。

なお、変更契約書の締結前の報告に至らなかった点については、当時、報告事案と判断していなかったこともあり、「情報管理計画書」の提出に合わせて報告することとしたものである。

以 上